

## 名護市学園都市形成施設の管理に関する基本協定書

名護市（以下「甲」という。）と公立大学法人名桜大学（以下「乙」という。）とは、次のとおり、名護市学園都市形成施設の管理に係る基本協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

### （基本協定の目的）

第1条 この基本協定は、甲と乙が相互に協力し、名護市学園都市形成施設（以下「本施設」という。）を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

### （団体事業の趣旨の尊重）

第2条 甲は、本施設の管理運営が団体によって実施される事業であることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

### （公共性の尊重）

第3条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び指定管理者が行う管理業務（以下「管理業務」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

### （信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立ってこの協定を誠実に履行しなければならない。

### （協定期間）

第5条 この協定による協定期間は、平成22年4月1日から平成45年3月31日までとする。

### （会計の区分）

第6条 管理業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、独立した区分経理を行わなければならない。

### （管理物件）

第7条 管理業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、別紙1のとおりとする。

- 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。
- 乙は、管理物件を管理業務の目的以外に使用してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。
- 乙は、管理物件の形状、形質等を変更してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りでない。
- 乙は、管理物件が滅失し、又はき損したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。

### （管理の基準）

第8条 乙は、基本協定、毎会計年度に別に定めた協定（以下「年度協定」という。）、名護市学園都市形成施設の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第24号。以下「条例」という。）及び名護市公の施設の管理に関する基本条例（平成16年第1号。以下「基本条例」という。）並びに関係法令等のほか、名護市学園都市形成施設指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」）並びに名護市学園都市形成施設指定管理者提案書（以下「提案書」という。）に従い、管理業務を実施しなければならない。

- 基本協定、年度協定、仕様書及び提案書の規定の間に矛盾若しくは食い違いがあるときは、基本協定、年度協定、仕様書、提案書の順にその解釈が優先するものとする。
- 提案書において、その記載内容に矛盾、食い違いがある場合には、甲と乙は協議の上、これを決定するものとする。

### （基本的な業務の範囲）

第9条 基本的な業務の範囲は、次のとおりとする。



- (1) 休館日又は利用時間に関する業務
- (2) 使用の許可及び許可に対する条件に関する業務
- (3) 使用の許可の取り消し等及び立入りの制限等に関する業務
- (4) 原状回復に関する業務
- (5) 施設、附帯設備及び備品の保全維持管理に関する業務
- (6) その他本施設の管理上、市長が必要と認める業務

2 前各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

(利用料金等)

第10条 乙は、本施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入として収受することができる。

2 利用料金は、乙が、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第9項の規定に基づき、近隣同種の施設の料金に準じて、あらかじめ甲の承認を受けて定めるものとする。

(指定管理料)

第11条 本施設は独立採算を原則とするため、甲は、乙に、本施設の指定管理料を支払わない。

(備品の管理等)

第12条 乙は、協定期間中、備品を名護市物品会計規則（平成8年規則第1号）に準じて管理し、常に良好な状態に保たなければならない。

2 乙は、備品について保守、修繕等の管理を行うものとする。

3 備品が使用不能となったときは、乙の費用で購入又は調達するものとし、乙は、甲の承諾を得て、これを破棄又は処分する。

(乙による備品等の購入)

第13条 乙は、乙の任意により備品等を購入又は調達し、管理業務のために供することができるものとする。

2 第12条第3項及び前項の規定により、乙が購入又は調達した備品等については、乙の所有とする。

3 乙が購入した備品等については、協定期間が満了したとき、又は指定管理者の指定取消しが行われたときは、乙が乙の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において合意した場合、乙は、甲又は甲が指定する者に対し、引き継ぐことができるものとする。

(維持修繕等)

第14条 管理物件の大規模な改築、改造若しくは修繕又は新設、増築若しくは移設については、甲の財産に限り甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 管理物件の修繕、改修については、乙が自己の費用と責任において実施するものとする。

3 乙の故意又は過失により管理物件に破損が生じたときは、金額にかかわらず乙が負担するものとする。

(管理業務の範囲外の業務)

第15条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。

3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、自主事業の実施条件等を別に定めることができるものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第16条 乙は、基本条例第8条の規定に基づき、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書及び収支決算書を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用者の利用状況
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 施設の管理経費等の収支状況
- (5) 前号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項

2 乙は、収支に関する帳票その他記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

3 乙は、管理業務の実施に当たり、事故が生じたときは、遅滞なく甲にその状況を報告しなければならない。

(事業報告書等の保存義務)

第17条 乙は、前条に規定する事業報告書及び収支計算書(管理経費等の収支に関する証拠書類を含む)を毎年度終了後5箇年間保存しなければならない。

(管理業務の実施状況調査)

第18条 甲は、必要があると認めるときは、乙による管理業務の実施状況を確認することを目的として、本施設及び乙の管理事務所等に随時に立ち入り、実施状況の調査を行い、又は乙に報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項の実施状況の調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

3 甲は、第1項による調査の結果、乙による業務の実施が仕様書等に示した甲の条件を満たしていないときは、乙に対して管理業務の改善を勧告するものとする。

4 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(甲による指定の取消し)

第19条 甲は、基本条例第10条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 管理業務に際し不正行為があったとき。
- (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (3) 乙がこの協定の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (4) 乙の責めに帰すべき理由により乙からこの協定締結の解除の申出があったとき。
- (5) その他甲が必要と認めるとき。

2 甲は、前項に基づいて指定の取消しを行おうとするときは、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

- (1) 指定の取消しの理由
- (2) 指定の取消しの要否
- (3) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
- (4) その他必要な事項

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害若しくは損失又は増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取消しの申出)

第20条 乙は、次のいずれかに該当するときは、甲に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲がこの協定の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (2) 甲が任意に指定の取消しを行ったとき。
- (3) 甲の責めに帰すべき理由により乙が損害又は損失を被ったとき。
- (4) その他乙が必要と認めるとき。

2 甲は、前項の申出を受けたときは、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第21条 甲又は乙は、不可抗力（天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。以下同じ。）の発生により、管理業務の継続等が困難と判断したときは、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。

3 前項の取消しによって乙に発生する損害及び損失並びに増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

（指定管理業務の引継ぎ）

第22条 乙は、第5条に定める協定期間が満了したとき、又は第19条の規定により指定を取り消されたときは、本施設の運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者等に対して業務の引継ぎを実施しなければならない。なお、引継ぎ方法・日時等については、別途協議するものとする。

（原状回復義務）

第23条 乙は、第5条に定める協定期間が満了したとき、又は第21条の規定により指定を取り消されたときは、当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償義務）

第24条 この協定の履行の際、甲の責に帰することができない理由によって生じた損害は、乙の負担とする。ただし、特別な理由がある場合は、甲乙協議の上決定する。

2 この協定の履行の際、乙が第三者に与えた損害は、乙の負担とする。

3 乙が故意又は過失により本業務に関連する個人情報等を漏えいしたときは、乙はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

4 甲は、乙の責めに帰すべき理由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額及びその他の賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

5 乙は、損害に係る負担に備えるために、この協定の履行中は、仕様書に定める施設（管理者）賠償責任保険に加入していなければならない。

（不可抗力によって発生した費用等の負担）

第25条 乙は、不可抗力の発生に起因して乙に損害若しくは損失又は増加費用が発生したときは、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行った上で甲乙協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力の発生に起因して発生した乙の損害及び損失並びに増加費用は、合理性の認められる範囲で当該費用を甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力の発生に起因して甲に損害若しくは損失又は増加費用が発生したときは、当該費用については甲が負担するものとする。

（不可抗力による一部の業務実施の免除）

第26条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により管理業務の一部の実施ができなくなると認めるときは、乙は不可抗力により影響を受ける限度においてこの協定に定める義務を免れるものとする。

（一括委任又は一括下請の禁止）

第27条 乙は、本施設の管理業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（権利譲渡の禁止）

第28条 乙は、基本協定及び年度協定を締結したことにより生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

（情報の公開）

第29条 乙は、管理業務について、個人情報保護を保護した上で、積極的に情報の公開に努めなければならない。

(個人情報の保護等)

第30条 乙は、管理業務を実施するための個人情報の取扱いについては、基本条例第12条、名護市個人情報保護条例(平成13年条例第28号)及び関係法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の機密保持義務)

第31条 乙は、管理業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。基本協定終了後も、同様とする。

(管理目的以外の個人情報の利用の禁止)

第32条 乙は、管理業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、管理業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への個人情報の提供の禁止)

第33条 乙は、管理業務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(第三者への個人情報の処理の委託の禁止又は制限)

第34条 乙は、管理業務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に業務委託するときは、甲の承諾を得るものとする。

2 乙は、前項の規定により、第三者に業務を委託する場合は当該業務受託者にも個人情報の保護義務を遵守させなければならない。

(個人情報の複写又は複製の禁止)

第35条 乙は、管理業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第36条 乙は、管理業務上の個人情報が記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(適正管理)

第37条 乙は、管理業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

2 乙は、管理業務のため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、指定期間の満了後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは甲の指示に従い抹消するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(疑義等の決定)

第38条 基本協定に定めのない事項及び基本協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

(当該会計年度における協定)

第39条 この基本協定の発効により、当該会計年度における事項については、別に年度協定書を締結する。

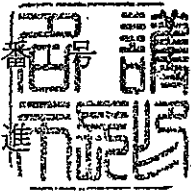
(裁判管轄)

第40条 本協定に関する紛争は、那覇地方裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

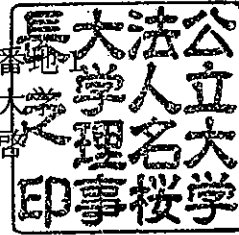
甲と乙とは、この基本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 住 名 代 表 者 所 称 者 名 護 市 港 一 丁 目 1 番 号 名 護 市 名 護 市 長 稻 嶺 進



乙 住 所 又 は 所 在 地 名 護 市 字 為 又 1220 番 地 商 号 又 は 名 称 公 立 大 学 法 人 名 桜 大 学 代 表 者 名 理 事 長 嘉 数 啓



別紙1 管理物件

施設名称	①名護市留学生センター	所在	名護市字為又1220番地1
施設概要	RC造 4階建 内2階一部及び3・4回を名護市（補助事業）で建設（延床面積：1,966㎡）、1階及び2階一部は既設（延床面積：1,465㎡）、宿舍（55室）、交流室		
施設名称	②名護市多目的ホール	所在	名護市字為又1220番地1
施設概要	RC造 3階建（延床面積：2,872㎡） 1階：ステージ、ホール（451席）、マルチメディア講義室、事務室、会議室等 2階：研修室等 3階：音響調整調光室、通訳ブース等		
施設名称	③名護市総合研究所	所在	名護市字為又1220番地1
施設概要	RC造 2階建（延床面積：854㎡） 1階：研究室、研修室、会議室、事務室等 2階：研究室、共同利用機器資料室、マイクロ保存庫等		
施設名称	④北部地域看護系医療人材育成支援施設	所在	名護市字為又1220番地1
施設概要	RC造 3階建（延床面積：3,762㎡） 1階：事務室、学科長室、会議室、講義室、実習室、図書室、面談室、研究室 2階：講義室、実習室、資材準備室、演習室 3階：講義室、研究室、助手室、会議室		
施設名称	⑤北部生涯学習推進センター	所在	名護市字為又1220番地146
施設概要	【講義・研修エリア】 RC造 2階建（延床面積 2,643.26㎡） 事務室、研修室、演習室、PCルーム、スタジオ、調査研究室 【実習、演習エリア】 RC造（一部鉄骨造） 2階建（延床面積 1,604.31㎡） ホール、事務室等 【滞在型研修エリア】 RC造 2階建（延床面積 595.2㎡） 研修室（6室）		

(2) 管理物品（※詳細については、備品台帳を参照のこと。）

